平成２７年（フ）第１４３号
静岡県三島市寿町３番30号　ロイヤルマンション三島寿町401
債務者　野田　活弘
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
札幌市手稲区富丘１条７丁目14番１号　コーポかたべ201号
債務者　山本　美紀
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８６号
札幌市豊平区月寒西２条10丁目２番72―101号
債務者　高元　久江
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２７号
札幌市豊平区豊平８条10丁目４番１―607号
債務者　鈴木　利幸
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５８号
札幌市東区北20条東１丁目３番29―206号
債務者　菊池　雅子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２８号
北海道江別市野幌町70番地の１　ロイヤルパレス23―305号
債務者　加藤　重子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１１号
札幌市手稲区曙４条２丁目２番17号　ルミエール栗山201号
債務者　長崎友紀子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６９号
札幌市東区北33条東８丁目４番16号　コーポ恵102号
債務者　浜野　真計
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６４号
札幌市豊平区中の島１条１丁目７番25―103号
債務者　相川　順子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６５号
札幌市豊平区中の島１条１丁目７番25―103号
債務者　相川　芳朗
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７５号
札幌市北区北29条西11丁目２番７号　マクセル13／100―101号
債務者　玉田　一之
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１７号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目４番３―203号
債務者　長谷川恒介
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２６号
札幌市中央区南10条西12丁目１番51号　北勝ハイツ27号
債務者　片山理惠子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４１号
札幌市豊平区平岸１条20丁目８番７号　リバークリーンサンクス103号
債務者　為久　由美
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７０号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目２番３―203号
債務者　赤穂　一樹
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８８号
札幌市厚別区厚別中央２条１丁目１番10―107号
債務者　曳田三世子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８６号
岩手県釜石市甲子町第10地割674番地４
債務者　小林　光宏
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部